

新法人設立趣意書

日本防災士機構は、「防災士」という一定レベルの知識を持つ民間の防災人材を広く全国的に養成するという構想のもとに、2002年（平成14年）に特定非営利活動法人として活動をスタートさせ、2003年に第1号の防災士が誕生して以来、20余年を経て、2025年末までに34万名を超える防災士を認証してきている。今や、人口比での濃淡はあるものの、すべての都道府県において相当数の防災士が誕生し、それぞれの地域において自律的に活動しており、制度創設当初に目指したところは概ね到達できたものと思われる。

一方で、“自助”、“共助”、“協働”を原則とする防災士が、自助のベースの上に、共助、協働へと活動の領域を広げていくためには、地域とのつながり、さらには地方公共団体との連携が不可欠であり、防災士一人一人の活動だけではなく、防災士団体として組織的に活動することが強く求められている。このことは、最近の大規模災害の被災地における防災士団体の活躍によって明らかとなっているところである。

全国各地で多くの住民が避難を余儀なくされる災害が発生し、今後も未曾有の大災害の発生が想定されている我が国において、地域の防災力をさらに高め、これらの災害に備えることは喫緊の課題であり、その要となる担い手として、防災士は今後ますます重要な役割を担うこととなる。

日本防災士機構は、これからも防災士の養成を継続し、民間における防災人材の総数を増やしていくことが必要であり、これによって地域の防災力の向上に貢献することは社会的使命であると考えている。これに加えて、防災士の資格を取得された方々に対して、さらなる資質向上のための機会を提供し、共助、協働へと活動の領域を広げるための支援を行うことにより、それぞれの地域において「実践し、活躍する防災士」を確保していくことを、これからの第2ステージとして目指すこととしたい。

防災士制度を構想した当時、法人格を備えた組織を設立するに当たり、「革新の気概に燃えた民間自立の志を表出する」法人形態として、国が民間活力導入の観点から新たに創設したNPO法人制度を選択し、これまで防災士養成事業を推進してきたところである。しかし、今日、防災庁の創設が決定され、防災士を取り巻く環境は大きく変化しようとしており、今後、国の動きにも対応し、防災士のニーズを踏まえた支援事業を実施していくためには、防災士養成事業による収益を増大させ、収益事業を含めた事業の拡大に柔軟に対応できる組織を構築することが必要である。

このため、新たに非営利型の一般財団法人を設立し、防災士事業全般に係る承継法人として位置づけ、既存の事業を円滑に引き継ぎつつ、防災士に対する支援を強化し、防災士制度の更なる普及、発展を目指す事業推進体制を構築することとする。